

■家庭・事業者向けエコリース促進事業について（指定リース事業者に係るQ&A）

| No. | 項目 | ご質問内容 | ご回答 |
|-----|----------|--|---|
| 1 | 指定リース事業者 | 今年度の指定リース事業者の公募では、複数事業者による参加はなくなったのか。 | 前々年度については複数事業者による公募を実施しましたが、参加希望者がいなかったことから、昨年度以降は公募を行わないものとした。 |
| 2 | 指定リース事業者 | リース先の対象に家庭(個人)とあるが、家庭(個人)をリース先にしていないリース会社は指定リース事業者となることは可能か。 | 指定リース事業者は、家庭(個人)を必ずリース先としている必要はない。 |
| 3 | 指定リース事業者 | 一定期間のリース実績の定義について。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間の目安は3年間としている。 ・3年間に満たない場合でも、その他項目を含め総合的に判断する。 |
| 5 | 指定リース事業者 | 家庭用と事業者用の両方に対して低炭素機器リースを扱っているリース会社は、リース保険に入らなければいけないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭(個人)のみをリース先の対象とするリース事業者であれば、リース信用保険に加入する必要はない。 ・ただし、事業者もリース先の対象としている場合はリース保険への加入がエコリース促進事業の指定リース事業者の指定の前提条件となる。 |
| 6 | 指定リース事業者 | 指定リース事業者の審査項目のうち、環境配慮活動をしていない場合は指定されないのか。 | 指定リース事業者の審査は、その他の審査項目を含め総合的に判断する。 |
| 7 | 指定リース事業者 | ある特定機器を専門としたリース事業者も指定リース事業者となることは可能か。 | 可能。ただし、取り扱う機器が本事業の対象機器であることが前提。 |
| 8 | 指定リース事業者 | 指定リース事業者の認定はいつまで有効か。 | 本事業は単年度事業であることから、指定リース事業者の指定有効期間は25年度のみとなる。 |
| 9 | 指定リース事業者 | 25年度に応募しなかった場合でも26年度の公募参加は可能か。 | 本事業は単年度事業である。本事業が次年度以降継続する際には、指定リース事業者の指定について年度毎に行う予定であるため、次年度以降での公募参加は可能。 |